平成２４年（フ）第１８４６号
大阪府八尾市天王寺屋３丁目84番地の２
レックスプラザ八尾志紀602号
債務者　野方　三留
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２７５号
大阪市住之江区粉浜西３丁目１番１―808号
債務者　堀フアンマヌエル
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６８４号
大阪市此花区春日出中２丁目７番25号
債務者　岡本　英雄
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２２９号
大阪市東成区大今里南２丁目７番22号　ブランデール今里302号、前住所大阪市東成区大今里３丁目14番13号　アクシス大阪402号
債務者　中野　保美
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２３０号
大阪市東成区大今里南２丁目７番22号　ブランデール今里302号、前住所大阪市東成区大今里３丁目14番13号　アクシス大阪402号
債務者　中野　雅子
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４０３号
大阪府池田市神田１丁目18番５―303号
債務者　橋詰　一子
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４７１号
大阪府門真市石原町32番15号
債務者　三枝　淳一
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４８０号
大阪府門真市上島町７番３号
債務者　近藤　眞五
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５４１号
大阪府東大阪市東鴻池町４丁目２番67号
債務者　岡井水道こと　岡井　芳雄
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５４８号
大阪府大東市氷野３丁目12番23号　トモエハイツ７号館205号
債務者　岩本　一司
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５７２号
大阪市浪速区恵美須東３丁目２番10―508号
債務者　萱村　治男
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５７３号
大阪府東大阪市荒本１丁目８番14―505号
14棟505号
債務者　泉本　惣治
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８３５号
大阪市鶴見区浜２丁目２番50―305号
債務者　徳田　裕之
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９６１号
大阪市城東区東中浜６丁目12番８号
債務者　加藤　千春（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９８２号
大阪府吹田市津雲台３丁目１番A18―303号
債務者　加藤　盛吾
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０１３号
大阪府守口市金田町３丁目20番２号
債務者　平本　眞理
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０４６号
大阪市東成区大今里西２丁目17番10―303号
債務者　石田正恵こと　松尾　正恵
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０５１号
大阪府東大阪市大蓮東４丁目８番12号
債務者　上脇　靖代
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部